

重要事項説明書

(居宅介護支援用)

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 鎌倉静養館
代表者氏名	理事長 西崎 猛之

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	鎌倉静養館由比ガ浜居宅支援センター
介護保険指定 事業者番号	1472100062号
指定年月日	平成11年 9月 1日
事業所所在地	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜4丁目4番30号
連絡先 相談担当者名	電話番号 0467-23-9112 管理者 山本 郁子
サービス提供地域	鎌倉市、逗子市、藤沢市

(2) 従業員の業務内容

職 種	業 務 内 容	人 員 数
1. 管 理 者 主任介護支援専門員	職員の指導監督及びサービス全般にかかわる管理 居宅介護支援業務・介護支援専門員の指導・育成	常 勤 1名 ※専従兼務
2. 介護支援専門員	居宅介護支援業務	常 勤 1名 ※専従

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日	土日、祝日及び12月30日～ 1月3日は休業
営 業 時 間	8:30～17:30	時間外の緊急電話は特養宿直が 承り後日速やかに担当介護支援 専門員へ報告。

(4) 当施設で併せて実施する事業

事業の種類		神奈川県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年1月11日	1472100252	64人
居宅	短期入所者生活介護	平成12年2月1日	1472100252	10人
	介護予防短期入所者生活介護	平成18年4月1日	1472100252	
	訪 問 介 護	平成12年2月1日	1472100252	
	介護予防訪問介護	平成18年4月1日	1472100252	

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供を受けるまでの流れと主な内容について

- ① 利用者の居宅サービス計画作成依頼受付
- ② 介護保険被保険者証の確認
- ③ 重要事項説明書による説明・同意
- ④ 契約の締結
- ⑤ 利用者の状態把握・課題分析
- ⑥ 居宅サービス事業者との調整
(サービス担当者会議の開催)
- ⑦ 居宅サービス計画を利用者及び代理人への説明
- ⑧ 利用者及び代理人への同意
- ⑨ サービス利用状況の管理・モニタリング
- ⑩ 居宅介護支援に関する諸記録の整備

4 当事業所の居宅介護支援の特徴等

○運営方針

- (1) 要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活が営むことができるよう支援するため、ケアプランをご利用者にお渡しし、状況把握のために原則毎月一回の自宅訪問、アセスメントを行い、要介護認定、認定変更等の際にはサービス担当者会議の開催または意見の照会を行います。
- (2) ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択にもとづき適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援いたします。
- (3) 指定居宅介護支援の提供にあつては、ご利用者の意思及び人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施します。
 - ・居宅介護支援の提供に際し、複数のサービス事業者の紹介を求めることができます。
 - ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。別紙参照
- (4) 市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。
- (5) 事業所内外の研修に積極的に参加し提供サービスの質の向上に努めます。
ご支援が適切円滑に提供できますようハラスメントに充分留意しご支援いたします。
- (6) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行い感染流行下、災害発生下での支援が継続できるよう努めます。
- (7) ご入院されましたら病院に担当の居宅介護支援事業所と介護支援専門員の氏名、連絡先をお伝えください。病院と速やかに連携し支援いたします。

5 サービス内容に関する苦情

ご利用者相談、苦情担当、虐待相談窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各種サービスについてのご相談、苦情については、次の窓口で対応いたします。

苦 情 承 り 係 虐 待 相 談 担 当 者	受付事務所：鎌倉静養館由比ガ浜居宅支援センター 苦情承り係：山本 郁子（管理者） 電話番号：0467-23-9112 受付時間：8:30～17:30 （土・日・祝祭日除く）
----------------------------	---

（公的機関窓口）

保 険 者 （ 鎌 倉 市 ）	相談担当者：鎌倉市介護保険課介護保険担当 電話番号：0467-61-3950 受付時間：8:30～17:00 （土・日・祝祭日除く）
保 険 者 （ 藤 沢 市 ）	相談担当者：藤沢市介護保険課介護保険担当 電話番号：0466-50-8270 受付時間：8:30～17:00 （土・日・祝祭日除く）
保 険 者 （ 逗 子 市 ）	相談担当者：逗子市介護保険課介護保険係 電話番号：046-873-1111 受付時間：8:30～17:00 （土・日・祝祭日除く）
神奈川県国民健康 保険団体連合会 （国保連）	相談担当者：介護保険課苦情担当係 電話番号：045-329-3447 受付時間：8:30～17:15 土・日・祝祭日除く）

6 秘密保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
この秘密保持義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者のご家族の秘密が漏れることのないように管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきましてご利用者またはそのご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

7 個人情報の保護

- ① ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取り扱いに関するご利用者からの苦情については、適正かつ迅速に対応するものとします。

8 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 虐待防止

- (1) ご利用者の権利擁護、虐待等の予防に努めます。定期的に当事業所内外の研修に参加し、研鑽に励みます。発生と再発予防のため、担当窓口を設置します。
- (2) 養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、これを鎌倉市等に通報します。

10 身体拘束等

ご利用者の権利擁護、安全に努めます。ご利用者の身体的拘束を原則的に禁止します。

11 第三者評価

第三者評価については実施していません。

12 料金

① 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規程は下記の通りです

※当事業所は居宅介護支援（Ⅰ）を算定します。

※事業者が提供する居宅介護支援に関する料金は、法定代理受領サービスの場合については、自己負担はありません。原則、介護保険制度から全額支給となります。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 45 件未満の場合	居宅介護支援費 i 12,000 円	居宅介護支援費 i 15,591 円
“ 45 件以上の場合において、45 件以上 60 件未満の部分	居宅介護支援費 ii 6,011 円	居宅介護支援費 ii 7,779 円
“ 60 件以上の場合	居宅介護支援費 iii 3,602 円	居宅介護支援費 iii 4,663 円

※ 45 件以上の取り扱いについては、契約日が古いものから順に介護支援専門員に割り当て、45 件以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

② 費用について

通常の訪問時の交通費、文書作成料は無料です。通常の事業の実施地域（鎌倉市、藤沢市、逗子市）を超える場合の交通費は請求させていただくことがあります。

13 身分証携行義務

当時業者の介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 記録の整備

当事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その記録を契約終了の日から 5 年間保存します。

15 契約の終了

- ・ご利用者の状態が要介護から要支援、自立の認定へ更新された場合。
- ・施設入所、お亡くなりになられた場合。
- ・サービス提供地域の鎌倉市、逗子市、藤沢市から転居された場合。
- ・ご利用者、ご契約者様が介護支援事業所変更をご希望した場合。

- ・ご利用者様、ご家族様より担当介護支援専門員への暴力、恫喝、ハラスメント等、著しい背信行為、反社会的勢力構成員等の支援継続困難と当事業所法人及び管理者が判断した場合。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,315 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅰ	2,762 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 Ⅱ	2,210 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) イ	4,972 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (Ⅰ) イ 連携1回 (Ⅰ) ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅰ) ロ	6,630 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) イ	6,630 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅱ) ロ	8,287 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (Ⅲ)	9,945 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	552 円	1月につき1回医師歯科通院 ※サービス計画書に位置付けた場合。
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅰ)	5,734 円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)。
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅱ)	4,652 円	
	特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ)	3,569 円	
	特 定 事 業 所 加 算 (A)	1,259 円	
	特定事業所医療介護連携加算	1,381 円	前々年度の3月から前年度の2月までの間ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合。
	ターミナルケアマネジメント加算	4,420 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

